

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行						改正						備考			
<p>本則</p> <p>第3章 契約</p> <p>(研究試料にかかる審査)</p> <p>第9条 本学の役職員が、研究試料を取得又は提供する場合は、研究試料の性質に留意し、審査に必要な書類を付して、<u>産官学連携・知的財産センター長</u>(以下「<u>知財センター長</u>」という。)の承認をとらなければならない。ただし、取得又は提供する相手先が、大学等の教育機関に所属する教員等又は国内の独立行政法人等が設置する研究所等の研究機関に所属する研究者等で、無償でかつ機関としての契約を必要としない場合については、審査及び承認を省略することができる。</p> <p>2 <u>知財センター長</u>は、研究試料の取得又は提供に際し、知的財産の取り扱いに関する条件を附した上で、承認するものとする。</p>						<p>本則</p> <p>第3章 契約</p> <p>(研究試料にかかる審査)</p> <p>第9条 本学の役職員が、研究試料を取得又は提供する場合は、研究試料の性質に留意し、審査に必要な書類を付して、<u>先端産学連携研究推進センター長</u>の承認をとらなければならない。ただし、取得又は提供する相手先が、大学等の教育機関に所属する教員等又は国内の独立行政法人等が設置する研究所等の研究機関に所属する研究者等で、無償でかつ機関としての契約を必要としない場合については、審査及び承認を省略することができる。</p> <p>2 <u>先端産学連携研究推進センター長</u>は、研究試料の取得又は提供に際し、知的財産の取り扱いに関する条件を附した上で、承認するものとする。</p>									
別表						別表									
相手先の種別 ＼ 本学の立場		国又は学術研究機関等			企業			相手先の種別 ＼ 本学の立場		国又は学術研究機関等			企業		
提供側	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	提供側	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	承認者	知財センター長※1	知財センター長	知財センター長	知財センター長	知財センター長		承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
取得側	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	取得側	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	承認者	知財センター長※1	知財センター長	知財センター長	知財センター長	知財センター長		承認者	先端産学連携研究推進センター長※1	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	先端産学連携研究推進センター長	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (規程第27号)

この規程は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。